

日本生協連労災上乘せ補償制度 ご加入のしおり

労働災害総合保険

ごあいさつ

このたびは『日本生協連労災上乘せ補償制度』にご加入いただきありがとうございました。
本制度のご加入のしおりをお届け申し上げます。このご加入のしおりは、『日本生協連労災上乘せ補償制度』についての大切なことがらを記載したものですので、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

万一の事故の際はすみやかにご連絡を

『日本生協連労災上乘せ補償制度』で、補償される事故が発生した場合は、すみやかに、事故の状況などを「労災保険事故通知書」で取扱代理店〔株式会社アイアンドアイサービス〕へご連絡ください。

日本生活協同組合連合会
共栄火災海上保険株式会社

『日本生協連労災上乗せ補償制度』は、生協職員の業務上災害や通勤災害による遺族補償、障害補償、休業補償などを充実させるために生まれた政府労災保険の上乗せ補償制度です。日本生協連に会員生協が結集して加入することにより、充実した制度内容を実現しています。

1. 法定外補償制度とは

生協の職員が労働災害を被った場合、政府労災保険から保険給付が行われます。しかし、これは最低限の補償であり、決して十分なものとはいえません。多くの生協では政府労災保険の不足を補うために、雇用者側が一定の上乗せ補償＝法定外補償を行っています。『日本生協連労災上乗せ補償制度』は、生協が行うこの上乗せ補償をサポートする制度です。

2. 使用者賠償責任保険について

生協の職員が業務上の事由により身体の障害を被ったことにつき、生協が法律上の損害賠償責任を負い、その損害賠償金の額が政府労災保険や生協の災害補償規程による給付等の合計額を超える場合に保険金をお支払いします。

3. 対象となる災害

政府労災保険では「業務上災害」と「通勤災害」とともに保険給付の対象となっています。

この制度では「業務上災害」のほか通勤災害（特約条項）も併せて対象としています。「業務上災害」、「通勤災害」の認定および後遺障害等級、休業日数の認定については政府労災保険の認定に従います。（具体的には所轄の労働基準監督署長の認定によることとなります。）

4. 対象とならない主な災害

政府労災保険の給付の対象とならない災害のほか、次のような場合には保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意による身体の障害
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）による身体の障害
- ③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性による身体の障害
- ④被保険者の下請負人またはその職員の身体の障害
- ⑤風土病による身体の障害
- ⑥職員の故意、もしくは職員の重大な過失のみによって、その職員本人が被った身体の障害（ただし、過労自殺は除きます。）
- ⑦職員の故意による犯罪行為によってその職員本人が被った身体の障害
- ⑧地震、噴火、またはこれらによる津波による身体の障害
- ⑨職業性疾病による身体の障害（特約により補償することもできます。労災認定された精神障害や脳血管疾患、心疾患は対象です。）……………など

*対象とならない主な災害は上記のとおりですが、詳細は保険約款をご覧ください。

5. お支払いする保険金

次の保険金をご加入の際にお約束した保険金額の範囲内で、政府労災保険の給付が決定された場合にお支払いします。

（1）死亡補償保険金

職員が業務上災害または通勤災害により死亡された場合の遺族補償として保険金をお支払いします。

(2) 後遺障害補償保険金

職員が業務上災害または通勤災害により後遺障害を被った場合、被災された職員への補償として保険金をお支払いします。

* 死亡補償保険金と後遺障害補償保険金は重複してお支払いできません。いずれか高い金額を限度としてお支払いします。

(3) 休業補償保険金

職員が業務上災害または通勤災害により休業した場合、被災職員への補償として保険金をお支払いします。

ただし、休業第4日目以降の1092日分を限度とします。

(4) 災害付帯費用保険金

労災事故が発生した場合に生協に生じる費用損害（香典、葬儀花輪代、通信費など）に対して保険金をお支払いします。（死亡補償保険金または後遺障害補償保険金1級から7級までに該当する保険金が支払われる場合）

万一事故が発生した場合

万一労災事故が発生した場合、被災状況などを「労災保険事故通知書」で、すみやかに（株）アイアンドアイサービスにご連絡ください。
保険金請求書を（株）アイアンドアイサービスより送付いたします。

『日本生協連労災上乘せ補償制度』についてのお問い合わせは

取扱代理店：株式会社アイアンドアイサービス TEL.03-6836-1330 FAX.03-6836-1333

引受保険会社：＜幹事保険会社＞共栄火災海上保険株式会社

＜非幹事保険会社＞明治安田損害保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社

この保険契約は上記引受保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が他の引受会社の代理・代行を行います。なお、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

承認番号：B1524401E2254-20160223

日本生協連労災上乘せ補償制度

約 款 集

共栄火災海上保険株式会社

◎適用される特約条項

1. この冊子に記載された特約条項については、加入者証の「特約条項」欄に、名称が記載されている場合、該当の特約条項が適用されます。
2. この冊子に記載された特約条項のほかに適用すべき特約条項がある場合は、加入者証に貼付されたものが適用されます。
3. 下記の特約条項については、本制度のすべての加入者に適用されます。

・ 過労自殺担保特約条項 ・ 無資格運転等担保特約条項 ・ 職業性疾病の定義に関する特約条項 ・ 確定保険料特約条項 ・ 共同保険に関する特約条項

労働災害総合保険普通保険約款

第1章 法定外補償条項

第1条（用語の定義）

この法定外補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

	用語	定義
さ	災害	被用者が業務上の事由によって被った身体の障害をいいます。
し	職業性疾病	労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。
	身体の障害	負傷または疾病をいい、これらに起因する後遺障害（身体の一部を失ない、またはその機能に重大な影響を永久に残した状態をいいます。）または死亡を含みます。
ひ	被用者	事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者のうち保険証券に記載された者をいいます。
	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
へ	平均賃金	労働者災害補償保険法適用事業については、同法第8条にいう給付基礎日額をいい、船員保険法適用事業については、同法第69条にいう標準報酬日額をいいます。
	平均被用者数	保険期間内の毎月一定日の被用者人数の累計を保険期間内の月数で除して算定された人数をいいます。
ほ	法定外補償規定	被用者に対し、労災保険法等の給付のほか一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。
ろ	労災保険法等	労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者の被用者が業務上の事由により被った身体の障害によって生じた損害に対して、保険金（死亡補償保険金、後遺障害補償保険金または休業補償保険金を

いいます。以下この章において同様とします。）を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当社は、次の①～④のいずれかの事由によって被用者が被った身体の障害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの事業場の責任者の故意
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

(2) 当社は、次の①～③のいずれかに該当する身体の障害については保険金を支払いません。

- ① 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害
- ② 風土病による身体の障害
- ③ 職業性疾病による身体の障害

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

(1) 当社は、次の①～③のいずれかに該当する身体の障害については保険金を支払いません。

- ① 被用者の故意、または被用者の重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害
- ② 次のア.～ウ.のいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 被用者が法令に定められた運転資格(注)を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間

イ. 被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）

第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間

ウ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間

③ 被用者の故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体の障害

(注) 運転する地における法令による運転資格をいいます。

(2) 当社は、労働基準法第 76 条第 1 項または船員法第 91 条第 1 項による補償対象期間の最初の 3 日までの休業に対する法定外補償金については、保険金を支払いません。

第 5 条（保険金の支払額）

(1) 当社が支払う保険金は、次の①および②に掲げるものに限りま。

① 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額のうち、別表 1 に基づき保険証券に定める金額

② 被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、被保険者が被用者またはその遺族に支払うものとして別表 1 に基づき保険証券に定める金額

(2) (1) の保険金の支払いは、労災保険法等によって給付が決定された場合に限るものとし、別表 1 における身体の障害区分については、労災保険法等による決定に従うものとしま。

(3) 同一の被用者が被った身体の障害について当社が支払う休業補償保険金は、1,092 日分を限度とします。

(4) 当社は、同一の被用者が被った身体の障害については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払は行わず、いずれか高い金額を限度とします。

第 6 条（被用者への支払義務）

(1) 被保険者は、第 5 条（保険金の支払額）により受領した保険金の全額を、被用者またはその遺族に支払わなければなりません。

(2) (1) の規定に違反した場合には、被保険者は、既に受領した保険金のうち被用者またはその遺族に支払われなかった部分を当社に返還しなければなりません。

第 7 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 当社がこの法定外補償条項によって保険金を支払うべき身体の障害について、保険金を支払うべき他の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。以下この章において同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、補償金の額を超えるときは、当社は、次の①・②のいずれかに該当する額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\text{保険金の額} = \text{補償金の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$$

(2) (1) の補償金とは、被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、法定外補償規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額をいい、被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、被用者またはその遺族に支払われる額をいいます。

第 2 章 使用者賠償責任条項

第 1 条（用語の定義）

この使用者賠償責任条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50 音順)

用語		定義
さ	災害	被用者が業務上の事由によって被った身体の障害をいいます。
し	職業性疾病	労働基準法施行規則第 35 条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。
	身体の障害	負傷または疾病をいい、これらに起因する後遺障害（身体の一部を失ない、またはその機能に重大な影響を永久に残した状態をいいます。）または死亡を含みます。
ひ	被用者	事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者のうち保険証券に記載された者をいいます。
	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
へ	平均賃金	労働者災害補償保険法適用事業については、同法第 8 条にいう給付基礎日額をいい、船員保険法適用事業については、同法第 69 条にいう標準報酬日額をいいます。
	平均被用者数	保険期間内の毎月一定日の被用者人数の累計を保険期間内の月数で除して算定された人数をいいます。

ほ	法定外補償規定	被用者に対し、労災保険法等の給付のほか一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。
ろ	労災保険法等	労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者の被用者が業務上の事由により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当社は、次の①～④のいずれかの事由によって被用者が被った身体の障害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの事業場の責任者の故意
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

(2) 当社は、次の①～③のいずれかに該当する身体の障害については保険金を支払いません。

- ① 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害
- ② 風土病による身体の障害
- ③ 職業性疾病による身体の障害

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

(1) 当社は、次の①・②のいずれかに該当する損害賠償金または費用に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合、その契約または規定がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用

② 被保険者が個人の場合には、その被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用

(2) 当社は、労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当社は、労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収することにより、被保険者が負担する金額に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険金の支払額）

(1) 当社は、この章および第3章基本条項の規定に従い、被保険者の被用者が業務上の事由により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金に相当する額（以下この章において「損害賠償責任額」といいます。）が、次の①～③の金額の合算額を超える場合に限り、その超過額（以下この章において「正味損害賠償金額」といいます。）のみを、賠償保険金として被保険者に支払います。

① 労災保険法等により給付されるべき金額（この金額には「特別支給金」を含みません。）

② 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害保障事業により支払われるべき金額

③ 次のア、およびイ、のいずれかの金額

ア. 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額

イ. 被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、第1章法定外補償条項により支払われる金額（同一の被保険者について他の労働災害総合保険契約が締結されている場合には、その保険契約の第1章法定外補償条項により支払われる保険金額を含みます。）

(2) (1)の賠償保険金の支払いは、労災保険法等によって給付が決定された場合に限るものとします。

(3) 当社は、この使用者賠償責任条項および第3章基本条項の規定に従い、第2条（保険金を支払う場合）の身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する次の①～④に掲げる費用（以下「費用」といいます。）を、費用保険金として被保険者に支払います。

① 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に

要した費用（弁護士報酬を含みます。）

- ② 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
 - ③ 第3章基本条項第20条（当会社による解決）の規定により被保険者が当会社の要求に従い、協力するために要した費用
 - ④ 被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、第3章基本条項第18条（災害発生時の義務）④の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続きを講じるために要した必要または有益な費用
- (4) 当会社が、被保険者に賠償保険金として支払う正味損害賠償金額は、1回の災害について保険証券記載の免責金額（被保険者の自己負担額をいいます。以下この章において免責金額といいます。）を超える部分とし、かつ保険証券記載のてん補限度額をもって限度とします。
- (5) 当会社が、被保険者に費用保険金として支払う費用は、その全額とします。ただし、(3)①および②の費用については、正味損害賠償金額が保険証券記載の1回の災害に適用するてん補限度額を超える場合は、当会社は、そのてん補限度額の前記正味損害賠償金額に対する割合によって、これを支払います。
- (6) (4)および(5)にいう「1回の災害」とは、発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。

第6条（年金給付の場合の調整）

労災保険法等により給付される額が年金をもって定められている場合は、その年金部分については、次の①・②に掲げるいずれかの額をもって、第5条（保険金の支払額）

(1)①の金額とします。ただし、労災保険法等の受給権者が受給すべき年金の総額から次の①・②に掲げるいずれかの額を控除した残額の全部または一部が被保険者の損害賠償の履行にあたり考慮された場合には、その考慮された部分に相当する年金の額を次の①・②に掲げるいずれかの額に加算した額をもって第5条（保険金の支払額）(1)①の金額とします。

- ① 労災保険法等の受給権者がその年金にかかる前払一時金（以下「前払一時金」といいます。）の給付を請求することができる場合には、被保険者の損害賠償責任額が確定した時に、労災保険法等により被保険者が損害賠償の履行を猶予されている金額および年金または前払一時金の支給により損害賠償の責めを免れた金額の合計額
- ② ①以外の場合においては、労災保険法等の受給権者が、被保険者の損害賠償責任額が確定した時まで既に受領した年金の総額

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 当会社がこの使用者賠償責任条項によって保険金を支払うべき身体の障害について、保険金を支払うべき他の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、損害の額（正味損害賠償金額および費用の合計額をいいます。以下この章において「損害の額」といいます。）を超えるときは、当会社は、次の①・②のいずれかに該当する額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

保険金の額	=	損害の額	-	他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額
-------	---	------	---	-----------------------------

(2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（第5条（保険金の支払額）(3)の費用に対する保険金請求権を除きます。）について先取特権を有します。

(2) 当会社は、次の①～④のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（被保険者が賠償した金額を限度とします。）
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。）

(3) 保険金請求権（第5条（保険金の支払額）(3)の費用に対する保険金請求権を除きます。）

は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（第5条（保険金の支払額）（3）の費用に対する保険金請求権を除きます。）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①・④のいずれかの規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第3章 基本条項

第1条（用語の定義）

この基本条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
さ	災害	被用者が、業務上の事由によって被った身体の障害をいいます。
	暫定保険料	(1) 保険料が賃金を基礎とする場合には、被保険者が保険証券記載の事業場において使用するすべての被用者に対して保険期間中に支払う賃金総額の見込額に所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。 (2) 保険料が被用者数を基礎とする場合には、被保険者が保険証券記載の事業場において使用する保険期間中の平均被用者数の見込数に所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。
し	職業性疾病	労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。
	身体の障害	負傷または疾病をいい、これらに起因する後遺障害（身体の一部を失ない、またはその機能に重大な影響を永久に残した状態をいいます。）または死亡を含みます。
た	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	賃金	賃金、給料、手当、賞与その他名称がいかなるものであっても、労働の対償として被用者が受けるものをいいます。

	賃金総額	労働者災害補償保険法適用事業については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第11条にいう賃金総額をいい、船員保険法適用事業については同法第69条にいう標準報酬日額に保険期間中の日数を乗じた額の合算額をいいます。
ひ	被用者	事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者のうち保険証券に記載された者をいいます。
	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
へ	平均賃金	労働者災害補償保険法適用事業については、同法第8条にいう給付基礎日額をいい、船員保険法適用事業については、同法第69条にいう標準報酬日額をいいます。
	平均被用者数	保険期間内の毎月一定日の被用者人数の累計を保険期間内の月数で除して算定された人数をいいます。
ほ	法定外補償規定	被用者に対し、労災保険法等の給付のほか一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。
ろ	労災保険法等	労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本の労働災害補償法令をいいます。

第2条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 当社は、身体の障害が(1)の保険期間中に生じた場合に限り保険金（第1章法定外補償条項および第2章使用者賠償責任条項の保険金をいいます。以下この章において同様とします。）を支払います。
- (4) 保険期間が始まった後でも、当社は、暫定保険料領収前に生じた身体の障害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険責任のおよぶ範囲）

当社は、保険証券に別段の記載のない限り、被保険者が労災保険法等の施行地内において行う事業に従事する被用者の身体の障害についてのみ保険金を支払います。

第4条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書（保険契約締結に際して、当社が提出を求めた書類があるときは、これを含みます。以下同様とします。）の記載事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①～④のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、保険金を支払うべき身体の障害が発生する前に、保険契約申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認める場合に限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)に規定する事実が、当社が保険契約申込書において定めた危険（損害の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、(2)の規定を適用します。
- (5) (2)の規定による解除が保険金を支払うべき身体の障害が発生した後になされた場合であっても、第12条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5)の規定は、(2)に規定する告げなかった事実または告げた事実と異なることに基づかずに発生した第1章法定外補償条項第2条（保険金を支払う場合）および第2章使用者賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合）の身体の障害による損害については適用しません。

第5条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（他の

保険契約等に関する事実については除きます。）が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社に申し出る必要はありません。

- (2) (1)の事実がある場合（(4)ただし書の規定に該当する場合は除きます。）には、当社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1)に規定する手続を怠った場合には、当社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第1章法定外補償条項第2条（保険金を支払う場合）および第2章使用者賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合）の身体の障害による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)の事実が発生した場合において、変更後の暫定保険料が変更前の暫定保険料より高くならなかったときは除きます。
- (5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した第1章法定外補償条項第2条（保険金を支払う場合）および第2章使用者賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合）の身体の障害による損害については適用しません。

第6条（災害の防止）

保険契約者または被保険者は、自己の費用で労働基準法等に定める安全および衛生に関する規定ならびにその他災害の防止に関する法令を守らなければなりません。

第7条（保険契約に関する調査）

- (1) 当社は、いつでも保険契約者または被保険者の事業場、災害防止のための安全衛生に関する施設および労働条件等の調査を行い、かつ、その不備の改善を保険契約者または被保険者に請求することができます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の調査を拒んだ場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。

第8条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第9条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第10条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第11条（重大事由による解除）

(1) 当社は、次の①～④のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のア．～オ．のいずれかに該当すること。

ア．反社会的勢力(注)に該当すると認められること。

イ．反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ．反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。

エ．法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ．その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①～③に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が①～③の事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注)暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当社は、被保険者が(1)③ア．～オ．のいずれかに該当する場合には、保険契約者に

対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

(注)被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

(3) (1)または(2)の規定による解除が身体の障害(注)による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①～④の事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した身体の障害(注)による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注)第1章法定外補償条項第2条（保険金を支払う場合）および第2章使用者賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合）の身体の障害をいいます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③ア．～オ．のいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の①・②の損害については適用しません。

① (1)③ア．～オ．のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② (1)③ア．～オ．のいずれかに該当する被保険者に生じた第2章使用者賠償責任条項第5条（保険金の支払額）(1)の損害賠償金の損害に基づき保険金を支払うべき損害(注)

(注)第2章使用者賠償責任条項第5条（保険金の支払額）(3)の費用を除きます。

第12条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第13条（保険料の精算）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。

(2) 当社は保険期間中および保険契約終了後1年間は、いつでも、保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類、帳簿等を閲覧することができます。

(3) 当社は、(1)・(2)の資料、書類、帳簿等に基づき、確定された保険期間中の賃金総額または平均被用者数に所定の保険料率を適用して算出された保険料（保険契約締結の際に当社が交付する書面等によって定められた最低保険料に達しないときは最低保険料）と既に払い込まれた暫定保険料に過不足あるときは、その差額を精算します。

第14条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第4条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、暫定保険

料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の暫定保険料と変更後の暫定保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

- (2) 第5条（通知義務）(1)の事実が生じた場合において、暫定保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の暫定保険料と変更後の暫定保険料との差に基づき、同条(1)の事実が生じた時以降の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づく、同条(1)の事実が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、第5条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第1章法定外補償条項第2条（保険金を支払う場合）および第2章使用者賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合）の身体の障害による損害については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた身体の障害による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および特約に従い、保険金を支払います。

第15条（保険料の返還—無効または失効の場合）

- (1) 第8条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、第13条（保険料の精算）(3)に定める精算は次の①・②の規定に従うものとします。ただし、既経過期間中に損害が発生したことにより失効となる場合には、保険料は返還しません。
 - ① 保険料が賃金を基礎とする場合には、既経過期間中に保険証券記載の事業場におい

て使用するすべての被用者に支払った賃金総額に基づき算出した保険料と既に払い込まれた暫定保険料に過不足あるときは、その差額を精算します。

- ② 保険料が被用者数を基礎とする場合には、既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用する平均被用者数に基づき既経過期間に対し日割をもって計算した保険料と既に払い込まれた暫定保険料に過不足あるときは、その差額を精算します。

第16条（保険料の返還—取消しの場合）

第9条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第17条（保険料の返還—解除の場合）

- (1) 第4条（告知義務）(2)、第5条（通知義務）(2)、第11条（重大事由による解除）(1)または第14条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、第13条（保険料の精算）(3)に定める精算は次の①および②の規定に従うものとします。
 - ① 保険料が賃金を基礎とする場合には、既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用するすべての被用者に支払った賃金総額に基づき算出した保険料（保険契約締結の際に当社が交付する書面等によって定められた最低保険料に達しないときは最低保険料）と既に払い込まれた暫定保険料に過不足あるときは、その差額を精算します。
 - ② 保険料が被用者数を基礎とする場合には、既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用する平均被用者数に基づき既経過期間に対し日割をもって計算した保険料（保険契約締結の際に当社が交付する書面等によって定められた最低保険料に達しないときは最低保険料）と既に払い込まれた暫定保険料に過不足あるときは、その差額を精算します。
- (2) 第10条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、次の①および②の規定に従うものとします。
 - ① 保険料が賃金を基礎とする場合には、既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用するすべての被用者に支払った賃金総額に基づき算出した保険料（保険契約締結の際に当社が交付する書面等によって定められた最低保険料に達しないときは最低保険料）と既に払い込まれた暫定保険料に過不足あるときは、その差額を精算します。
 - ② 保険料が被用者数を基礎とする場合には、既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用する平均被用者数に基づき既経過期間に対し別表2に掲げる短期率によって計算した保険料（保険契約締結の際に当社が交付する書面等によって定められた

最低保険料に達しないときは最低保険料)と既に払い込まれた暫定保険料に過不足あるときは、その差額を精算します。

第18条 (災害発生時の義務)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第1章法定外補償条項第2条(保険金を支払う場合)および第2章使用者賠償責任条項第2条(保険金を支払う場合)の身体の障害が発生したことを知った場合は、次の①～⑧のことを履行しなければなりません。

- ① 災害の拡大を防止または軽減するため自己の費用で必要な措置を講ずること。
- ② 保険契約者または被保険者は災害が発生したことを知った場合は、その災害と同種の災害の発生を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
- ③ 次のア・イ.の事項を遅滞なく、当社に通知すること。なお、この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
ア. 災害発生の日時・場所、災害の状況、身体の障害を被った被用者の住所・氏名または名称および身体の障害の程度
イ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 第三者に損害賠償の請求(共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下この章において同様とします。)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。
- ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被用者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容(既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。)について遅滞なく当社に通知すること。
- ⑧ ①～⑦のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

第19条 (災害発生時の義務違反)

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当社は、次の①～④の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 前条①および②に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害額

② 前条③・⑥～⑧のいずれかに該当する規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額

③ 前条④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。)をすることによって取得することができたと認められる額

④ 前条⑤に違反した場合は、賠償責任がないと認められる額

(2) 保険契約者または被保険者が、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条③もしくは⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第20条 (当社による解決)

当社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求の解決に当ることができます。この場合において、被保険者は当社の求めに応じその遂行について、当社に協力しなければなりません。

第21条 (保険金の請求)

(1) 当社に対する保険金請求権は、次の①または②の時から発生し、これを行使することができるものとします。

① 第1章法定外補償条項第5条(保険金の支払額)で定める保険金については、同条(1)に定める金額について被保険者の支払いが確定した時

② 第2章使用者賠償責任条項第5条(保険金の支払額)で定める保険金については、損害賠償金額が判決、和解、仲裁、調停または書面による合意によって、被保険者と損害賠償請求権者との間で確定した時

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑩の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 保険証券

③ 当社の定める事故状況報告書

④ 労災保険法等の給付請求書(写)

⑤ 労災保険法等の支給決定通知書(写)

⑥ 被用者の死亡に伴う保険金請求の場合には、死亡診断書または死体検案書

⑦ 被用者の後遺障害に伴う保険金請求の場合には、障害の程度を証明する医師の診断書

⑧ 被用者の休業に伴う保険金請求の場合には、被保険者の休業証明書(賃金不払を証

するもの)

- ⑨ 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定（写）
 - ⑩ 賠償保険金および費用保険金請求の場合には、損害賠償金額および費用を証明する書類
 - ⑪ その他当社が第23条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書類等において定めたもの
- (3) 当社は、災害の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条（被用者への支払を証する書類）

- (1) 当社が第1章法定外補償条項の規定に基づき保険金を支払った場合において被保険者が法定外補償規定を定めていないときは、被保険者は被用者またはその遺族の補償金受領書を保険金を受領した日からその日を含めて30日以内または当社が書面で承認した猶予期間内に当社に提出しなければなりません。
- (2) (1)の書類に故意に事実と異なる記載をし、もしくは事実を記載しなかった場合、その書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合、または正当な理由がなく(1)の義務に違反した場合は、被保険者は既に受領した保険金を当社に返還しなければなりません。

第23条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、被保険者が第21条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、災害の原因、災害発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および災害と損害との関係

- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①～④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①～④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - ② (1)①～④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①～⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - ⑤ 同一事由により複数の被害者が生じた場合や損害発生事由が過去の判例に照らして特殊な賠償事故である場合等の事故形態が特殊な場合において、(1)①～④までの事項を確認するための、関係者への聞き取り等の結果の照会 180日
- (3) (2)①～⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①～⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、(2)①～⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1)～(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)～(3)までの期間に算入しないものとします。

第24条（時効）

保険金請求権は、第21条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第25条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第26条（保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第27条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第28条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1

保 険 金 額 表

支払方式 身体の 障害の区分と 保険金の種類	定 額 方 式	定 率 方 式
	〔定額で支払が行われる方式〕	〔平均賃金を基礎として支払が行われる方式〕
(死亡補償保険金)	被用者1名につき	被用者1名につき
死 亡	万円	日分
(後遺障害補償保険金)		
後遺障害 1級		
2級		
3級		
4級		
5級		
6級		
7級		
8級		
9級		
10級		
11級		
12級		
13級		
14級		
(休業補償保険金)	加入者証記載のとおり	加入者証記載のとおり
負傷・疾病(休業)	休業し、賃金を受けない日の第4日目以降の期間に対し1日につき 円	休業し、賃金を受けない日の第4日目以降の期間に対し1日につき %

本表は、第1章法定外補償条項の別表として用いるほか、第1章に付帯される各種特約の別表としても用います。

短期率表

既経過期間	7 日まで	15 日まで	1 か月まで	2 か月まで	3 か月まで	4 か月まで	5 か月まで	6 か月まで	7 か月まで	8 か月まで	9 か月まで	10 か月まで	11 か月まで	1 年まで
短期率	10 %	15 %	25 %	35 %	45 %	55 %	65 %	70 %	75 %	80 %	85 %	90 %	95 %	100 %

労働災害総合保険特約条項

下請負人担保特約条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、普通保険約款第1章法定外補償条項第3条（保険金を支払わない場合—その1）(2)①または第2章使用者賠償責任条項第3条（保険金を支払わない場合—その1）(2)①の規定にかかわらず、別表（下請負人）記載の下請負人またはその被用者が業務上の事由により身体の障害を被ったときは、この下請負人担保特約条項の規定に従い、保険金（普通保険約款第1章法定外補償条項または第2章使用者賠償責任条項の保険金をいいます。）を被保険者に支払います。

第2条（普通保険約款等との関係）

この下請負人担保特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

別表（下請負人）

対象とする下請負人およびその被用者

氏 名

加入者証記載のとおり

通勤災害担保特約条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項第2条（保険金を支払う場合）に規定する被用者の業務上の事由による身体の障害のほか被用者が通勤により身体の障害を被った場合は、普通保険約款別表1に定める金額を、この通勤災害担保特約条項の規定に従い、保険金（普通保険約款第1章法定外補償条項の保険金をいいます。）として被保険者に支払います。

第2条（普通保険約款等との関係）

この通勤災害担保特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款（第1章法定外補償条項および第3章基本条項）およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

退勤災害不担保特約条項

当会社は、通勤災害担保特約条項第1条（当会社の支払責任）に定めた通勤による被用者の身体の障害のうち、被用者が退勤している間に被った身体の障害については保険金を支払いません。

職業性疾病担保特約条項

第1条（職業性疾病の担保）

当会社は、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項第3条（保険金を支払わない場合—その1）(2)③または第2章使用者賠償責任条項第3条（保険金を支払わない場合—その1）(2)③の規定にかかわらず、被用者の身体の障害が職業性疾病のときは、この職業性疾病担保特約条項の規定に従い、保険金（普通保険約款第1章法定外補償条項または第2章使用者賠償責任条項の保険金をいいます。以下同様とします。）を被保険者に支払います。

第2条（身体の障害の発生日）

この特約条項の適用については、前条の職業性疾病につき、労災保険法等によって発病日と認定された日を普通保険約款第3章基本条項第2条（保険責任の始期および終期）(3)でいう身体の障害の発生日とみなします。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 労災保険法等によって職業性疾病の発病日と認定された日が属する保険期間が終了した日の翌日から起算して3年（以下、請求期間といいます。）を経過した後に次の①・②のいずれかの請求がなされた場合は、当会社は、その身体の障害については、保険金を

支払いません。

- ① 被保険者に対する被用者またはその遺族からの法定外補償金または損害賠償の請求
 - ② 労働基準監督署に対する被用者またはその遺族からの次のア. ～ウ. の請求
 - ア. 休業補償給付支給請求
 - イ. 障害補償給付支給請求
 - ウ. 遺族補償支給請求
- (2) (1)に規定する「3年を経過」は、(1) ①・②の請求を通じて、(1)②の請求事由別に判定します。
- (3) 請求期間内に(1) ①・②の請求があった場合でも、死亡または後遺障害の発生が請求期間内にはない場合には、死亡または後遺障害にかかわる保険金は支払いません。
- (4) 当社は、請求期間内に被保険者または労働基準監督署に対して、(1) ①・②の請求がなされたことを客観的に証明する書類がない場合は保険金を支払いません。

第4条（支払いの限度の特則）

- (1) 当社がこの特約条項に基づき保険期間中に支払うべき賠償保険金の限度額（以下「保険期間中の総てん補限度額」といいます。）は、普通保険約款第2章使用者賠償責任条項第5条（保険金の支払額）(4)にいう保険証券記載の1回の災害に適用するてん補限度額と同額とします。
- (2) 普通保険約款第2章使用者賠償責任条項第5条（保険金の支払額）(5)にいう1回の災害に適用するてん補限度額は、この特約条項においては、保険期間中の総てん補限度額（当社が既にこの特約条項の保険金を支払っているときは、その額を控除します。）をいうものとします。

第5条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第3条（保険金を支払わない場合）に規定する法定外補償規定に基づく補償金または損害賠償の請求があった場合には、第3条(1)②の請求事由別に、請求があった時から遅滞なく書面で、当社に通知をしなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、保険金を支払いません。

第6条（普通保険約款等との関係）

この職業性疾病担保特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

職業性疾病の定義に関する特約条項

労働基準法施行規則第35条が規定する次の①・②の疾病は、労働災害総合保険普通保険約款第1章法定外補償条項第1条（用語の定義）、第2章使用者賠償責任条項第1条（用語の定義）および第3章基本条項第1条（用語の定義）に規定する「職業性疾病」とみなしません。

- ① 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含みます。）もしくは解離性大動脈瘤またはこれらの疾病に付随する疾病
- ② 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神および行動の障害またはこれに付随する疾病

石綿に起因する職業性疾病不担保特約条項

第1条（石綿等損害不担保）

当社は、この石綿に起因する職業性疾病不担保特約条項の規定により、職業性疾病担保特約条項第1条（当社の支払責任）に規定する「職業性疾病」には、石綿または石綿を含む製品（以下「石綿等」といいます。）に起因する身体の障害を含まず、直接であると間接であるとを問わず、石綿等の発ガン性その他有害な特性に起因する身体の障害について保険金を支払いません。

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、労働災害総合保険普通保険約款、職業性疾病担保特約条項およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

特別加入者担保特約条項

第1条（被用者の定義の拡大）

当社は、この特別加入者担保特約条項により、別表に掲げる特別加入者（労働者災害補償保険法第33条第1号から第5号までのいずれかに掲げる者をいいます。）を労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3章基本条項第1条（用語の定義）に規定する「被用者」とみなします。

第2条（読み替え規定）

この特約条項の適用にあたっては、次の①～③に掲げる用語はそれぞれ次のとおり読み替えるものとします。

- ① 普通保険約款第3章基本条項第1条（用語の定義）に規定する「賃金総額」は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第4にいう「保険料算定基礎額」
- ② 普通保険約款第3章基本条項第1条（用語の定義）に規定する「平均賃金」は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第4にいう「給付基礎日額」
- ③ 普通保険約款第1章法定外補償条項第2条（保険金を支払う場合）に規定する「業務上の事由」は、労働者災害補償保険法第33条第5号に掲げる者については「当該作業」

第3条（普通保険約款等との関係）

この特別加入者担保特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款（第1章法定外補償条項および第3章基本条項）およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

別表 対象とする特別加入者

氏名	役職または職業	給付基礎日額	支払方式が 「定率方式」の場合
		加入者証記載のとおり	

船員用特約条項

第1条（職務上の事由）

この船員用特約条項により、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項第2条（保険金を支払う場合）および第2章使用者賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合）に規定する「業務上の事由」は「職務上の事由（通勤を除きます。）」をいうものとします。

第2条（後遺障害等級）

この特約条項により、普通保険約款別表1に規定する後遺障害1級～7級は船員保険法施行令別表第1に規定する障害等級1級～7級をいい、8級～14級は同法施行令別表第2に規定する障害等級1級～7級をいうものとします。

第3条（普通保険約款等との関係）

この船員用特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

災害付帯費用担保特約条項

第1条（当会社の支払責任）

当社が労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項の保険金（この災害付帯費用担保特約条項においては、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金1級から7級までのいずれかに該当するものに限り、）を支払う場合には、当社は、別表に定める金額を、この特約条項の規定に従い、災害付帯費用保険金として被保険者に支払います。

第2条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等（前条の災害付帯費用保険金と支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、別表に掲げる金額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第3条（普通保険約款等との関係）

この災害付帯費用担保特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款（第1章法定外補償条項および第3章基本条項）およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

別表 災害付帯費用

支払方式	定額方式 定額で支払が行われる方式	定率方式 平均賃金を基礎として支払が行われる方式
保険金の種類		
死亡補償保険金	1被用者につき 40万円	1被用者につき当該被用者の平均賃金の80日分相当額。ただし40万円を限度とします。
後遺障害補償保険金 後遺障害等級区分の 第1級～第3級の場合	1被用者につき 10万円	1被用者につき当該被用者の平均賃金の20日分相当額。ただし10万円を限度とします。

後遺障害補償保険金 後遺障害等級区分の 第4級～第7級の場合	1 被用者につき 5万円	1 被用者につき当該被用者の平均賃金の10日分相当額。ただし5万円を限度とします。
--------------------------------------	-----------------	---

本表の適用に関しては、次の基準によります。

1. 「定額方式」または「定率方式」のいずれか一方のみが適用されます。
2. この特約条項における支払方式是、基本契約（普通保険約款別表）に定める支払方式と同様とし、その支払方式が「定額方式」と「定率方式」の組合せである場合には、この特約条項における支払方式は「定額方式」とします。

災害付帯費用高額支払特約条項

第1条（当会社の支払責任）

当社が労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項の保険金（この災害付帯費用高額支払特約条項においては、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金1級から7級までのいずれかに該当するものに限ります。）を支払う場合には、当社は、この特約条項別表に定める金額を、この特約条項の規定に従い、災害付帯費用保険金として被保険者に支払います。

第2条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等（前条の災害付帯費用保険金と支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済契約の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額がこの特約条項別表の金額を超えるときは、当社は、次の①・②のいずれかに該当する額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
それぞれの支払責任額が最も高い保険契約または共済契約の支払責任額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第3条（普通保険約款等との関係）

この災害付帯費用高額支払特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款（第1章法定外補償条項および第3章一般条項）およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

別表（災害付帯費用）

保険金の種類	支払方式	定額方式	定率方式
		〔定額で支払が行われる方式〕	〔平均賃金を基礎として支払が行われる方式〕
死亡補償保険金	1 被用者につき 100万円		1 被用者につき当該被用者の平均賃金の200日分相当額。ただし、100万円を限度とします。
〔後遺障害補償保険金後遺障害等級区分の第1級～第3級の場合〕	1 被用者につき 25万円		1 被用者につき当該被用者の平均賃金の50日分相当額。ただし、25万円を限度とします。
〔後遺障害補償保険金後遺障害等級区分の第4級～第7級の場合〕	1 被用者につき 15万円		1 被用者につき当該被用者の平均賃金の30日分相当額。ただし、15万円を限度とします。

本表の適用に関しては、次の基準によります。

1. 「定額方式」または「定率方式」のいずれか一方のみが適用されます。
2. この特約条項における支払方式是、基本契約（普通保険約款第1章法定外補償条項別表1）に定める支払方式と同様とし、その支払方式が「定額方式」と「定率方式」の組合せである場合には、この特約条項における支払方式は「定額方式」とします。

船員職務外災害担保特約条項

第1条（当会社の支払責任）

当社は、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項第2条（保険金を支払う場合）および船員用特約条項第1条（職務上の事由）に規定する被用者の職務上の事由による身体の障害のほか、被用者が次の①～③のいずれかの期間に職務上の事由によらない身体の障害を被り、これに起因して次の①～③のいずれかの期間またはその身体の障害の入院治療開始後3か月以内の間に死亡した場合は、別表に掲げる保険金額を、この船員職務外災害担保特約条項の規定に従い、保険金（普通保険約款第1章法定外補償条項の保険金をいいます。以下同様とします。）として被保険者に支払います。

- ① 船舶雇入れ期間中であって船内（岸壁を含みます。）に在る間
- ② 船舶雇入れ期間中であって船務旅行中
- ③ 社命による乗下船旅行中（有給休暇のための下船旅行中を含みます。）

第2条（身体の障害の発生日－疾病による死亡の場合）

前条の身体の障害が疾病である場合には、治療開始の日をもって身体の障害の発生日とみなします。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第1章法定外補償条項第3条（保険金を支払わない場合－その1）および第4条（保険金を支払わない場合－その2）(1)に定める身体の障害のほか、次の①および②に掲げる身体の障害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被用者の自殺または重大な過失によって、その被用者本人が被った身体の障害
- ② 通勤による身体の障害

第4条（普通保険約款等との関係）

この船員職務外災害担保特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款（第1章法定外補償条項および第3章基本条項）およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

別表 保険金額表

支払方式 身体の障害の区分	定額方式 〔定額で支払が行われる方式〕	定額方式 〔平均賃金を基礎として 支払が行われる場合〕
	死亡	被用者1名につき 加入者証記載のとおり 万円

海外危険担保特約条項

第1条（保険責任のおよぶ範囲の拡大）

当社は、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3章基本条項第3条（保険責任のおよぶ範囲）に規定する日本国の労働者災害補償法令の施行地内において行われる事業に従事する被用者の身体の障害のほか、施行地外の地域において行われる事業に派遣された被用者の身体の障害についても、この海外危険担保特約条項の規定に従い、保険金（普通保険約款第1章法定外補償条項または第2章使用者賠償責任条項の保険金をいいます。）を被保険者に支払います。

第2条（読み替え規定）

この特約条項の適用にあたっては、普通保険約款第3章基本条項第1条（用語の定義）に規定する「労災保険法等」には、日本国以外の労働者災害補償法令、および労働者災害補償責任保険を含むものとします。

第3条（普通保険約款等との関係）

この海外危険担保特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

退職者加算特約条項

第1条（当社の支払責任）

当社は、被用者が、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項の後遺障害保険金（以下「保険金」といいます。）支払の対象となる身体の障害を被り、その身体の障害の直接の結果として被用者が退職した場合には、次の金額をこの退職者加算特約条項の規定に従い、退職者加算保険金として被保険者に支払います。

- ① 被保険者が法定外補償規定を定めているときは、被保険者がこの規定に基づき被用者に支払うべき退職者加算金のうち別表に定める金額
- ② 被保険者が法定外補償規定を定めていないときは、被保険者が被用者に支払う補償金として別表に定める退職者加算金の金額

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、身体の障害を被った時から退職までの期間が3年を超える場合は保険金を支払いません。
- (2) 職業性疾病担保特約条項が付帯された場合は、(1)の身体の障害を被った時とは同特約条項第2条（身体の障害の発生日）の規定によります。

第3条（読み替え規定）

この退職者加算特約条項の適用については、次のとおり普通保険約款を読み替えるものとします。

規定	読み替え対象の字句
普通保険約款第2章 使用者賠償責任条項 第5条（保険金の支払額）(1)③イ.	第1章法定外補償条項 → 第1章法定外補償条項および 退職者加算特約条項

第4条（普通保険約款等との関係）

この退職者加算特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

別表（退職者加算）

保 険 金 額 表

〔用途〕

支払方式 身体の 障害の区分	定額方式	定率方式
	〔 定額で支払が行われる方式 〕	〔 平均賃金を基礎として 支払が行なわれる方式 〕
後遺障害	被用者 1 名につき	被用者 1 名につき
1 級	万円	日分
2 級		
3 級		
4 級		
5 級		
6 級	加入者証記載のとおり	
7 級		
8 級		
9 級		
10 級		
11 級		
12 級		
13 級		
14 級		

本表は、普通保険約款第 1 章法定外補償条項の退職者加算金の別表として用いるほか、普通保険約款第 1 章に付帯される各種特約の退職者加算金の別表としても用い、いずれの目的に使用されているかは(用途)欄に定めます。

構内下請負人担保特約条項

第 1 条（当会社の支払責任）

(1) 当会社は、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第 1 章法定外補償条項第 3 条（保険金を支払わない場合—その 1）(2) ①または第 2 章使用者賠償責任条項第 3 条（保険金を支払わない場合—その 1）(2) ①の規定にかかわらず、別表（下請負人）記載の下請負人またはその被用者が業務上の事由により身体の障害を被ったときは、この構内下請負人担保特約条項の規定に従い、保険金（普通保険約款第 1 章法定外補償条項または第 2 章使用者賠償責任条項の保険金をいいます。）を被保険者に支払い

ます。

(2) (1)にいう「下請負人またはその被用者」とは、被保険者またはその被用者と同一構内（被保険者が占有し、被保険者の事業の用に供される場所をいいます。）において、被保険者の下請事業に従事するものをいいます。

第 2 条（普通保険約款等との関係）

この構内下請負人担保特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

別表（下請負人）

対象とする下請負人およびその被用者 氏 名 加入者証記載のとおり
--

休業補償日数短縮特約条項（362 日用）

第 1 条（当会社の支払責任）

労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第 1 章法定外補償条項第 5 条（保険金の支払額）(3)の規定にかかわらず、同一の被用者が被った身体の障害について当社が支払う休業補償保険金は、362日分を限度とします。

第 2 条（普通保険約款等との関係）

この休業補償日数短縮特約条項（362日用）に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款（第 1 章法定外補償条項および第 3 章基本条項）およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

休業補償日数短縮特約条項（727 日用）

第 1 条（当会社の支払責任）

労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第 1 章法定外補償条項第 5 条（保険金の支払額）(3)の規定にかかわらず、同一の被用者が被った身体の障害について当社が支払う休業補償保険金は、727日分を限度とします。

第 2 条（普通保険約款等との関係）

この休業補償日数短縮特約条項（727日用）に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款（第 1 章法定外補償条項および第 3 章基本条項）およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

休業補償日数延長特約条項（1457 日用）

第 1 条（当会社の支払責任）

労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第 1 章法定外補償条項第 5 条（保険金の支払額）(3)の規定にかかわらず、同一の被用者が被った身体の障害について当社が支払う休業補償保険金は、1,457日分を限度とします。

第 2 条（普通保険約款等との関係）

この休業補償日数延長特約条項（1457日用）に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款（第 1 章法定外補償条項および第 3 章基本条項）およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

海外救援者費用等担保特約条項

第 1 条（当会社の支払責任）

当社は、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第 3 章基本条項第 3 条（保険責任のおよぶ範囲）に規定する日本国の労働者災害補償法令の施行地外の地域において行われる事業に派遣された被用者が、普通保険約款第 1 章法定外補償条項およびこの保険契約に適用される特約条項の規定において支払の対象となる身体障害を被り、次の①・②のいずれかに該当した場合は、保険契約者または被保険者が負担した費用を、この特約条項の規定に従い救援者費用等保険金として被保険者に支払います。

- ① 死亡した場合
- ② 被用者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合、急激かつ偶発的な外来の事故によって被用者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合

第 2 条（費用の範囲）

前条の費用とは、次の①～⑥に掲げるものをいいます。

- ① 捜索救助費用
遭難した被用者の捜索、救助または移送する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
- ② 航空運賃等交通費
被用者の捜索または事故処理を行うために事故発生地または被用者の収容地（以下この条においてこれらを「現地」といいます。）へ赴く保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において「救援者」といいます。）の現地までの船舶、航空機等の往復運賃をいい、救援者 3 名分を限度とします。ただし、前条②の場合において、被用者の生死が判明した後または被用者の緊急な捜索もしくは

救助活動が終了した後に現地に赴くためにかかる費用は除きます。

③ 宿泊施設の客室料

現地および現地までの行程における救援者のホテル等の宿泊施設（居住施設を除きます。）の客室料をいい、救援者 3 名分を限度とし、かつ救援者 1 名につき 14 日分を限度とします。ただし、被用者の生死が判明した後または被用者の緊急な捜索、救助もしくは移送の活動が終了した後に現地に赴くためにかかる費用は除きます。

④ 移送費用

死亡した被用者を現地から被用者の住所に移送するために要した遺体輸送費用をいいます。

⑤ 遺体処理費用

死亡した被用者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用をいい、100 万円を限度とします。なお、花代、読経代、式場費等の葬儀費用等遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。

⑥ 諸雑費

救援者の渡航手続費（旅券印紙代、査証料、予防接種料等）および現地において支出した交通費、国際電話料等通信費等をいい、20 万円を限度とします。

第 3 条（保険金の支払額）

- (1) 当社は、前条の費用のうち、当社が妥当と認めた部分についてのみ救援者費用等保険金を支払います。ただし、被保険者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当社がこの特約条項に基づき支払うべき救援者等費用保険金の額は、被用者 1 名につき、別表（救援者費用等保険金額）に記載された救援者費用等保険金額をもって限度とします。

第 4 条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等（この特約条項の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（この約款において、「支払責任額」といいます。）の合計額が、第 3 条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当社は、次の①・②のいずれかに該当する額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この特約条項の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
次の算式によって算出した額。ただし、この特約条項の支払責任額を限度とします。

保険金の額	=	第2条の費用の額	-	他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額
-------	---	----------	---	-----------------------------

第5条（事故の通知）

- (1) 被用者が第1条（当会社の支払責任）①または②に該当した場合は、保険契約者または被保険者は、この該当した日からその日を含めて30日以内に、次の①・②に掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ① 第1条（当会社の支払責任）①の場合は、事故の発生状況
- ② 第1条（当会社の支払責任）②の場合は、行方不明もしくは遭難または事故の発生の状況
- (2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者は、他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）について遅滞なく当社に通知しなければなりません。

第6条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、保険契約者または被保険者が第1条（当会社の支払責任）の費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が、保険金の支払いを請求する場合は、普通保険約款第3章第21条（保険金の請求）(2)に規定するもののほか、次の①・②に掲げる書類または証拠を当社に提出しなければなりません。
- ① 第2条（費用の範囲）①～⑥に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
- ② その他当社が普通保険約款第3章基本条項第23条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な確認を行なうために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当社は、災害の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払い

ます。

第7条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款（第1章法定外補償条項および第3章基本条項）およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

別表（救済者費用等保険金額）

保険金額	
（海外派遣被用者1名につき）	3,000 千円

通勤災害担保特約条項（使用者賠償責任条項用）

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当社は、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2章使用者賠償責任条項第5条（保険金の支払額）(1)に規定する被用者の業務上の事由による身体の障害のほか、被用者が通勤により身体の障害を被った場合において、保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金に相当する額が、普通保険約款第2章使用者賠償責任条項第5条（保険金の支払額）(1)の①～③に掲げる金額の合算額を超える場合にかぎり、その超過額を、この通勤災害担保特約条項（使用者賠償責任条項用）の規定に従い、損害賠償保険金として被保険者に支払います。
- (2) 当社は、(1)の身体の障害に関して、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する普通保険約款第2章使用者賠償責任条項第5条（保険金の支払額）(3)①～④の費用を、この特約条項に従い、費用保険金として被保険者に支払います。

第2条（普通保険約款等との関係）

この通勤災害担保特約条項（使用者賠償責任条項用）に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款（第2章使用者賠償責任条項および第3章基本条項）およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

通勤災害不担保特約条項（使用者賠償責任条項用）

当社は、通勤災害担保特約条項（使用者賠償責任条項用）第1条（当会社の支払責任）に定めた通勤による被用者の身体の障害のうち、被用者が通勤している間に被った身体の障害については保険金を支払いません。

争訟費用内枠払特約条項

第1条（当会社の支払責任）

労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2章使用者賠償責任条項第5条（保険金の支払額）(5)の規定にかかわらず、当会社は、同条(3) ①・②に規定する費用については、保険証券記載のてん補限度額から同条(4)に規定する賠償保険金を差し引いた残額を限度として、これを支払います。

第2条（普通保険約款等との関係）

この争訟費用内枠払特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款（第2章使用者賠償責任条項および第3章基本条項）およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

争訟費用不担保特約条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2章使用者賠償責任条項第5条（保険金の支払額）(3) ①・②に規定する費用については、保険金を支払いません。

第2条（普通保険約款等との関係）

この争訟費用不担保特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款（第2章使用者賠償責任条項および第3章基本条項）およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

使用者賠償責任休業補償不担保特約条項

第1条（当会社の支払責任）

労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2章使用者賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）(2)の規定にかかわらず、当会社は、休業に対する損害賠償金については、保険金を支払いません。

第2条（普通保険約款等との関係）

この使用者賠償責任休業補償不担保特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款（第2章使用者賠償責任条項および第3章基本条項）およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

無資格運転等担保特約条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、次の①～③のいずれかに該当する間に被った身体の障害については、労災保険法等によって給付が決定された場合に限り、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項第4条（保険金を支払わない場合—その2）(1)②の規定を適用しません。

- ① 被用者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令による運転資格をいいます。）を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
- ② 被用者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ③ 被用者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間

第2条（普通保険約款等との関係）

この無資格運転等担保特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款（第1章法定外補償条項および第3章基本条項）およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

過労自殺担保特約条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、被用者が業務による心理的負荷によって精神障害が発病したと認められる場合において、その被用者が自殺を図ったことにより被った障害については、労災保険法等によって給付が決定された場合に限り、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項第4条（保険金を支払わない場合—その2）(1)①の規定を適用しません。

第2条（普通保険約款等との関係）

この過労自殺担保特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款（第1章法定外補償条項および第3章基本条項）およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

確定保険料特約条項

第1条（用語の定義）

- (1) 労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3章基本条

項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、この確定保険料特約条項において次に掲げる用語については、それぞれ次の定義に従うものとします。

(50 音順)

用語	定義
ち 賃金総額	<p>① 労働者災害補償保険法適用事業については、保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（注）における労働保険の保険料の徴収等に関する法律第11条にいう賃金総額をいいます。</p> <p>② 船員保険法適用事業については、保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（注）における同法第4条にいう標準報酬月額に保険期間中の日数を乗じた額の合算額をいいます。</p> <p>（注）1年間とします。</p>
へ 平均被用者数	<p>保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（注）内の毎月一定日の被用者人数の累計をその会計年度内の月数で除して算定された人数をいいます。</p> <p>（注）1年間とします。</p>
ほ 保険料	<p>① 保険料が賃金を基礎とする場合には、被保険者が保険証券記載の事業場において使用するすべての被用者に対する賃金総額に所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。</p> <p>② 保険料が被用者数を基礎とする場合には、被保険者が保険証券記載の事業場において使用する平均被用者数に所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。</p>

(2) 当社は、(1)に定める賃金総額または平均被用者数が保険期間中に見込まれるそれぞれの金額または人数を著しく上回りもしくは下回る特別な事情があると認める場合は、被保険者との協議による合意に基づき、その金額または人数を調整することができるものとします。

第2条（保険料精算の例外）

当社は、前条(2)の規定を適用して保険料を領収した場合または普通保険約款第3章基本条項第14条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2)・(6)、第15条（保険料の返還一無効または失効の場合）(2)、第17条（保険料の返還一解除の場合）に規定する場合を除き、普通保険約款第3章基本条項第13条（保険料の精算）(1)および(3)の規定を適用しません。

第3条（保険金計算の特則）

当社は、保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者が申告した賃金総額または平均被用者数が、第1条（用語の定義）(1)に規定する賃金総額または平均被用者数の実際金額または人数に不足していた場合は、賃金総額または平均被用者数の申告において保険契約者または被保険者に故意または重大な過失があった場合に限り、その不足する割合により削減して保険金を支払います。

第4条（読み替え規定）

(1) この確定保険料特約条項においては、普通保険約款の規定中、下表に掲げる字句を同表のとおり読み替えて適用します。

規定	読み替える字句
普通保険約款第3章基本条項第2条（保険責任の始期および終期）(4)、第5条（通知義務）(4)、第13条（保険料の精算）(3)、第14条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2)、第15条（保険料の返還一無効または失効の場合）(2)①・②および第17条（保険料の返還一解除の場合）(1)①・②および(2)①・②	暫定保険料 → 保険料

(2) 当社は、この保険契約に暫定保険料分割払特約（大口用）条項が付帯されている場合には、暫定保険料分割払特約（大口用）条項の規定中、「暫定保険料」とあるのを「保険料」と読み替えて適用します。

第5条（普通保険約款等との関係）

この確定保険料特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社（保険証券記載の保険会社をいいます。以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために、次の①～⑩に掲げる事項を行います。

① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付

- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約上の規定に基づく告知または通知の受領等
- ④ 保険契約の条件の変更の承認または保険契約の解除
- ⑤ 保険金請求権等に関する次のア・イ. に掲げる事項
 - ア. 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認
 - イ. 保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡または消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡または消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書等の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①～⑨の事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①～⑩に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。